

# 鳥取県公報

毎週火曜日及び  
金曜日発行  
(当日は、  
日曜日の翌日  
が休息日)

## 目 次

### ◇ 告 示

保険医療機関等の指定 (保険課)

国民健康保険法による療養取扱機関の申出の受理があつたものとみなされるもの(〃)

国民健康保険法等の登録があつたものとみなされるもの(〃)

被爆者一般疾病医療機関の指定 (健康対策課)

被爆者一般疾病医療機関の指定の辞退 (〃)

被爆者一般疾病医療機関の変更 (〃)

飼料の試験の結果の概要 (畜産課)

土地改良区の役員の住所の変更 (農村整備課)

土地改良事業の認可 (十九件) (〃)

保安林の指定の解除 (森林保全課)

保安林の指定の解除予定 (〃)

基本測量の終了 (管理課)

県道の区域の決定 (道路課)

自転車歩行者専用道路の指定 (〃)

都市計画事業の事業計画の変更の認可 (二件) (都市計画課)

### ◇ 選管告示

都市計画事業の事業計画の変更の認可 (二件) (下水道課)

鳥取県指定金融機関の店舗の名称の一部改正 (会計課)  
不在者投票管理者を置くことのできる病院等の指定等の一部改正

### ◇ 公安告示

遊技機の型式の検定 (防犯少年課)

## 告 示

### 鳥取県告示第二百六十七号

健康保険法 (大正十一年法律第七十号) 第四十三条ノ三第一項の規定に基づき、保険医療機関及び保険薬局の指定をしたので、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに特定承認保険医療機関の承認並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令 (昭和三十二年政令第八十七号) 第二条の規定により、次のとおり告示する。

平成六年三月二十九日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
龜山歯科医院	倉吉市上井町二丁目二一三	平成六年三月十五日

中下医院	境港市朝日町九三	平成六年三月三十一日
有限会社増谷慶一郎薬局	米子市明治町一三一	平成六年三月十五日
なべや薬局米子店	米子市西町一〇	"

鳥取県告示第二百六十八号

国民健康保険法（昭和三十三年法律第九十二号）第三十七条第三項の規定に基づき、療養取扱機関の申出の受理があったものとみなされるものについて、療養取扱機関の申出の受理及び特定承認療養取扱機関の承認並びに国民健康保険医及び国民健康保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十三年政令三百六十三号）第一条の規定により、次のとおり告示する。

平成六年三月二十九日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

名 称	所 在 地	申出の受理があったものとみなされる年月日
米川医院	米子市西三柳八八〇一一	平成六年一月一日
ミオファティリ ティクリニック みお産婦人科	米子市車尾三一一一二	"

医療法人社団荒木医院	境港市明治町一八九一一	"
医療法人社団小谷医院	西伯郡名和町御来屋二四三一	"
医療法人社団いえはら歯科	米子市河崎五七五一一	"
医療法人社団知真会ナガタ歯科	米子市米原四丁目三一二三	"
鈴木歯科医院	米子市加茂町一丁目二二二	"
歯科ノサカクリニック	米子市西福原一二二七一一	"
清水歯科医院	岩美郡岩美町大字浦富一〇三五一一二	"
Aコープ鳥取薬局コーナーイヌイ	鳥取市吉方温泉四丁目六〇三	平成六年二月一日
山田薬局	倉吉市新陽町一〇一一二	"

鳥取県告示第二百六十九号

国民健康保険法（昭和三十三年法律第九十二号）第三十九条第四項の規定に基づき、国民健康保険医及び国民健康保険薬剤師の登録があったものとみなされるものについて、療養取扱機関の申出の受理及び特定承認療養取扱機関の承認並びに国民健康保険医及び国民健康保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十三年政令三百六十三号）第九条の規定により、次のとおり告示する。

平成六年三月二十九日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

氏 名	登録の記号及び番号	登録があったものとみなされる年月日
本田 智 毅	鳥国歯第六三三三	平成六年一月一日
梅 地 明 子	鳥国薬第八六六号	平成六年一月七日
橋 村 ゆかり	鳥国薬第八六七号	平成六年一月二十日
花 崎 篤 義	鳥国薬第八六八号	平成六年一月二十四日

鳥取県告示第二百七十号

原子爆弾被爆者の医療等に関する法律（昭和三十二年法律第四十一号）第十四条の三第一項の規定に基づき、被爆者一般疾病医療機関を次のとおり指定したので、原子爆弾被爆者の医療等に関する法律施行規則（昭和三十三年厚生省令第八号）第二十二条において準用する同令第十二条の規定により告示する。

平成六年三月二十九日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
医療法人社団小徳歯科医院	米子市河崎一七四〇―一二一	平成六年三月二十二日
薬局いわがき	米子市東倉吉町七九	"
堀内診療所（歯科）	鳥取市西品治七四九―三	"
有限会社素問元 気堂薬局	米子市東福原五五六―一一	"
レモン薬局	西伯郡西伯町大字東町六一	"
谷口医院	鳥取市南町四二五	"
清水歯科医院	岩美郡岩美町大字浦富一〇三 五―二	"
橋本外科医院	鳥取市大杵二〇四―三	"
吉田歯科医院	気高郡青谷町大字青谷三九三 五	"
赤碕町国民健康 保険赤碕診療所 （歯科）	東伯郡赤碕町大字赤碕一九二 〇―七四	"
福永医院	気高郡青谷町大字青谷四三〇 六一―一	"
岡齒科医院	日野郡日野町根雨四四八	"
医療法人社団小谷医院	西伯郡名和町大字御来屋二四 三一―	"
矢富齒科医院	米子市夜見町二二三九	"
入沢齒科医院	西伯郡西伯町大字阿賀一四八	"

木山歯科医院	米子市富士見町二丁目三一	"
安田薬局	米子市大條津町五五一	"
井尻歯科医院	鳥取市雲山二〇一三	"
ダイゲン眼科	鳥取市扇町一三三一二	"

鳥取県告示第二百七十一号

原子爆弾被爆者の医療等に関する法律（昭和三十二年法律第四十一号）第十四条の第三第二項の規定に基づき、次のとおり被爆者一般疾病医療機関の指定の辞退の申出があったので、原子爆弾被爆者の医療等に関する法律施行規則（昭和三十二年厚生省令第八号）第二十二条において準用する同令第十六条の規定により告示する。

平成六年三月二十九日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

名称	所在地	辞退年月日
元氣堂薬局	米子市東福原五五六一一	平成六年三月二十一日
谷口医院	鳥取市南町四二五	"
清水歯科医院	岩美郡岩美町大字浦富一〇三五一二	"

橋本整形外科医院	鳥取市大杵二〇四一三	"
岡齒科医院	日野郡日野町根四四八	"
小谷医院	西伯郡名和町大字御来屋二四三一一	"
入沢歯科医院	西伯郡西伯町大字阿賀一四八	"
木山歯科医院	米子市富士見町二丁目三一	"

鳥取県告示第二百七十二号

原子爆弾被爆者の医療等に関する法律施行規則（昭和三十二年厚生省令第八号）第二十二条において準用する同令第十五条第一項の規定に基づき、被爆者一般疾病医療機関から次のとおり名称を変更した旨の届出があったので、同令第二十二条において準用する同令第十五条第二項の規定により告示する。

平成六年三月二十九日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

届出医療機関	変更事項	変更前後	変更年月日
米子市東福原三丁目八一一 桔梗堂薬局	名称	サンファーマシー	平成六年一月一日

鳥取県告示第二百七十三号

飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律（昭和二十八年法律第三十五号）第二十一条第五項の規定に基づき、平成六年二月に収去した飼料の試験の結果の概要を次のとおり公表する。

平成六年三月二十九日

鳥取県知事 西尾 昌次

製造事業場の名称及び所在地	収去場所	飼料の名称	製造年月	試験の結果の概要							備考
				粗たん白 (%)	粗脂肪 (%)	粗繊維 (%)	粗灰分 (%)	カルシウム (%)	りん (%)	水分 (%)	
境港市 昭和町12 協同組合境港ハ イ・ミール	境港市 昭和町12 協同組合境港ハ イ・ミール	フイツシユミール	平成6年 2月	69.6	8.3	—	14.4	—	—	7.3	
境港市 大伸水産 株式会社大伸水産 海産資源科学工場	境港市 昭和町12 株式会社大伸水産 海産資源科学工場	大伸水産フイツシユミール	"	65.3	7.8	—	15.9	—	—	7.8	
境港市 詰株式会社 鳥取佐詰株式会社 第一工場	境港市 昭和町12 鳥取佐詰株式会社 第一工場	65%フイツシユミール	"	72.1	8.4	—	14.0	—	—	6.4	
境港市 北陽油脂株式会社	境港市 渡町119 北陽油脂株式会社	フェザーミール 肉骨粉	"	80.2	8.6	—	3.1	—	—	10.3	
神戶市 ぐみあい 神日本株式会社 西飼料工場	子市尾高1385 鳥取県農業協同 組合連合指導課因 部次高倉庫	ぐみあい標準配合飼料モ ーレックトグザリー	"	16.9	3.7	5.6	4.9	0.75	0.46	13.0	
岡山県倉敷市 西日本ぐみあい 飼料株式会社 鳥工場	鳥取県農業協同 組合連合指導課因 部次高倉庫	農産のえさびゅうあ 専用和牛用後期 ム	平成6年 1月	11.9	2.9	3.9	3.6	0.41	0.49	12.8	
		ぐみあい配合飼料和牛 繁殖用産1号	平成6年 2月	16.3	2.4	6.2	7.5	1.11	0.93	12.6	
		ぐみあい配合飼料豚豚用 S	"	15.8	3.1	3.4	4.8	0.74	0.55	12.9	

岡山県玉野市 中国飼料合資会 社	米子市西三柳38 09-1 塩谷繁商店	カネニ印ゾライラー肥膏 前期用配合飼料イーグル カネニ印成増用配合飼料 コッコ食薬部	平成5年 12月	24.2	7.7	2.7	5.4	1.03	0.78	12.6	
				14.0	2.5	3.2	9.3	2.96	0.52	12.5	

注 1. 飼料の名称の欄中「㊦」は、飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律第4条第1項に基づく規格適合表示飼料であることを示す。  
 2. 試験の結果の欄は、個別試験項目別に分析結果を示し、表示成分量に対して過不足があった場合は、備考の欄に該当成分の過不足量を示す。

鳥取県告示第二百七十四号

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第十八条第十六項の規定に基づき、次のとおり久米ヶ原土地改良区から役員住所に変更を生じた旨の届出があったので、同条第十七項の規定により告示する。

平成六年三月二十九日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

理事 篠津信美	変更前	倉吉市別所二二七
	変更後	倉吉市別所二二五―三

鳥取県告示第二百七十五号

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、関金町が行う土地改良事業（農村総合整備モデル事業関金（郷原）地区農業用排水）を平成六年三月二十五日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

示す。

平成六年三月二十九日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県告示第二百七十六号

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、国府町が行う土地改良事業（農村総合整備モデル事業糸谷地区区画整理）を平成六年三月二十五日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

平成六年三月二十九日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県告示第二百七十七号

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第九十六条の二第五項に

において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、郡家町が行う土地改良事業（中山間地域農村活性化総合整備事業別府地区区画整理）を平成六年三月二十五日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

平成六年三月二十九日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県告示第二百七十八号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、鳥取市が行う土地改良事業（地区再編農業構造改善事業津ノ井東（桂木）地区農業用排水）を平成六年三月二十五日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

平成六年三月二十九日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県告示第二百七十九号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、鳥取市が行う土地改良事業（地区再編農業構造改善事業津ノ井東（桂木）地区農道整備）を平成

六年三月二十五日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

平成六年三月二十九日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県告示第二百八十号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、西伯町が行う土地改良事業（中山間地域農村活性化総合整備事業西伯（倭）地区区画整理）を平成六年三月二十五日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

平成六年三月二十九日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県告示第二百八十一号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、西伯町が行う土地改良事業（中山間地域農村活性化総合整備事業西伯（金山）地区区画整理）を平成六年三月二十五日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

平成六年三月二十九日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県告示第二百八十二号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、西伯町が行う土地改良事業（中山間地域農村活性化総合整備事業西伯地区農業用排水）を平成六年三月二十五日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

平成六年三月二十九日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県告示第二百八十三号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、西伯町が行う土地改良事業（中山間地域農村活性化総合整備事業西伯地区暗きよ排水）を平成六年三月二十五日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

平成六年三月二十九日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県告示第二百八十四号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、中山町が行う土地改良事業（中山間地域農村活性化総合整備事業束積地区農業用排水）を平成六年三月二十五日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

平成六年三月二十九日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県告示第二百八十五号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、中山町が行う土地改良事業（中山間地域農村活性化総合整備事業束積地区農道整備）を平成六年三月二十五日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

平成六年三月二十九日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県告示第二百八十六号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、中山町が行う土地改良



事業（中山間地域農村活性化総合整備事業八重地区農道整備）を平成六年三月二十五日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

平成六年三月二十九日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県告示第二百八十七号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、岩美町が行う土地改良事業（団体営ため池等整備事業浦富地区ため池等整備）を平成六年三月二十五日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

平成六年三月二十九日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県告示第二百八十八号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、溝口町が行う土地改良事業（団体営ため池等整備事業福兼地区ため池等整備）を平成六年三月二十五日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

平成六年三月二十九日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県告示第二百八十九号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、日南町が行う土地改良事業（農村総合整備モデル事業日南（田曾団地）地区区画整理）を平成六年三月二十五日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

平成六年三月二十九日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県告示第二百九十号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の三第五項において準用する同法第四十八条第九項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、国府町が行う土地改良事業（土地改良総合整備事業（一般）吉野地区区画整理）に係る土地改良事業計画の変更を平成六年三月二十五日認可したので、同法第九十六条の三第五項において準用する同法第四十八条第十一項の規定により告示する。

平成六年三月二十九日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県告示第二百九十一号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の三第五項において準用する同法第四十八条第九項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、青谷町が行う土地改良事業（土地改良総合整備事業（小規模排水）善田地区農業用排水及び農道整備）に係る土地改良事業計画の変更を平成六年三月二十五日認可したので、同法第九十六条の三第五項において準用する同法第四十八条第十一項の規定により告示する。

平成六年三月二十九日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県告示第二百九十二号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の三第五項において準用する同法第四十八条第九項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、日南町が行う土地改良事業（土地改良総合整備事業（一般）福塚地区区画整理）に係る土地改良事業計画の変更を平成六年三月二十五日認可したので、同法第九十六条の三第五項において準用する同法第四十八条第十一項の規定により告示する。

平成六年三月二十九日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県告示第二百九十三号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の三第五項において準用する同法第四十八条第九項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、智頭町が行う土地改良事業（土地改良総合整備事業（一般）山郷地区区画整理）に係る土地改良事業計画の変更を平成六年三月二十五日認可したので、同法第九十六条の三第五項において準用する同法第四十八条第十一項の規定により告示する。

平成六年三月二十九日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県告示第二百九十四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成六年三月二十九日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

- 一 解除に係る保安林の所在場所  
西伯郡名和町大字名和字東長者原五五五の一（次の図に示す部分に限る。）
- 二 保安林として指定された目的  
風害の防備

三 解除の理由

道路用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県農林水産部森林保全課及び名和町役場に備え置いて縦覧に供する。）

鳥取県告示第二百九十五号

次のように保安林の指定を解除する予定である旨の通知を受けたので、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

平成六年三月二十九日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 解除予定に係る保安林の所在場所

気高郡鹿野町大字河内字鋤畑ケ四三七五の二・字妙見谷上四四〇八の

一・四四〇八の二（以上三筆について次の図に示す部分に限る。）

二 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

三 解除の理由

林道用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県農林水産部森林保全課及び鹿野町役場に備え置いて縦覧に供する。）

鳥取県告示第二百九十六号

測量法（昭和二十四年法律第八十八号）第十四条第二項の規定に基づき、建設省国土地理院長から次のとおり基本測量を終了した旨の通知があったので、同条第三項の規定により告示する。

平成六年三月二十九日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 作業種類 基本測量（二万五千分の一地形図修正測量作業）

二 作業地域 倉吉市、気高郡鹿野町及び青谷町、東伯郡羽合町、泊村、東郷町、三朝町、関金町、北条町及び大栄町並びに日野郡日野町、日野町、江府町及び溝口町

三 終了年月日 平成六年三月十六日

鳥取県告示第二百九十七号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、県道の区域を次のように決定したので、同項の規定により告示する。

その関係図面は、平成六年三月二十九日から二週間鳥取県土木部道路課（鳥取市東町一丁目二二〇）において一般の縦覧に供する。

平成六年三月二十九日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

路線名	倉吉東郷自 転車道線	区 間	倉吉市石塚字岸ノ下一三六一一七地 先から同市西倉吉町字西倉吉一七一 一〇地先まで	敷地の幅員 (メートル)	六・一〇 四六・六〇	敷地の延長 (メートル)	三、九三六
-----	---------------	-----	--	-----------------	---------------	-----------------	-------

鳥取県告示第二百九十八号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第四十八条の七第二項の規定に基づき、次の路線を自転車歩行者専用道路に指定するので、同条第五項の規定により告示する。

その関係図面は、平成六年三月二十九日から二週間鳥取県土木部道路課（鳥取市東町一丁目二二〇）において一般の縦覧に供する。

平成六年三月二十九日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

路線名	倉吉東郷自 転車道線	区 間	倉吉市石塚字岸ノ下一三六一一七地 先から同市西倉吉町字西倉吉一七一 一〇地先まで	指定する期日	平成六年三月二十九日
-----	---------------	-----	--	--------	------------

鳥取県告示第二百九十九号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定に基づき、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項において準用する同法第六十二条第一項の規定により、次のとおり告示する。

平成六年三月二十九日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 施行者の名称

米子市

二 都市計画事業の種類及び名称

米子境港都市計画公園事業 六・六・一号東山公園

三 事業施行期間

昭和四十七年十一月十日から平成十一年三月三十一日まで（平成六年三月三十一日まで）

四 事業地

1 収用の部分

変更する部分 米子市車尾字小深田、字縄道、字放生会田及び字源内佐

2 削除する部分 米子市車尾字河原毛田及び字砂際  
使用の部分 なし

鳥取県告示第三百号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定に基づき、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項において

準用する同法第六十二条第一項の規定により、次のとおり告示する。

平成六年三月二十九日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 施行者の名称

河原町

二 都市計画事業の種類及び名称

八頭中央都市計画公園事業 四・四・一号河原中央公園

三 事業施行期間

平成元年十二月二十六日から平成八年三月三十一日まで（平成六年三月三十一日まで）

四 事業地

1 収用の部分 変更なし

2 使用の部分 なし

鳥取県告示第三百一号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定に基づき、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項において準用する同法第六十二条第一項の規定により、次のとおり告示する。

平成六年三月二十九日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 施行者の名称

鳥取市

二 都市計画事業の種類及び名称

鳥取都市計画下水道事業 鳥取市公共下水道（吉岡処理区）

三 事業施行期間

平成四年十月三十日から平成十三年三月三十一日まで

四 事業地

1 収用の部分

追加する部分 鳥取市金沢字新川、字浜田、字橋本、字前田、字ホ

ケノ下、字大成、字岩戸、字椎ノ木前、字田中、字坂

津口、字御谷、字烏帽子田、字村土居、字上ノ谷及び

字山ノ鼻、大畑字堂ノ下、字前田、字居村、字南田、

字上光正寺、字カセ谷、字村中、字見平、字兵庫部、

字休谷、字提見及び字菅町並びに長柄字直土、字笛吹、

字宮ノ谷、字提谷、字欠戸及び字東土居の各一部

2 使用の部分 なし

鳥取県告示第三百二号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定に基づき、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項において準用する同法第六十二条第一項の規定により、次のとおり告示する。

平成六年三月二十九日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 施行者の名称

日吉津村

二 都市計画事業の種類及び名称

米子境港都市計画下水道事業 日吉津村公共下水道

三 事業施行期間

昭和六十年二月八日から平成十一年三月三十一日まで (変更前昭和六十年二月八日から平成六年三月三十一日まで)

四 事業地

1 収用の部分 変更なし

2 使用の部分 なし

鳥取県告示第三百三三号

昭和五十年六月鳥取県告示第五百二十七号(鳥取県指定金融機関、鳥取県指定代理金融機関及び鳥取県収納代理金融機関の店舗の名称等について)の一部を次のように改正し、平成六年四月一日から施行する。

平成六年三月二十九日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

第一号の表中

ふそう営業部

を

鳥取中央営業部

に改める。

選挙管理委員会告示

鳥取県選挙管理委員会告示第六号

昭和六十一年五月鳥取県選挙管理委員会告示第三十三号(不在者投票管理者を置くことのできる病院等の指定等について)の一部を次のように改正する。

平成六年三月二十九日

鳥取県選挙管理委員会委員長 長 尾 義 男

一の表医療法人美穂会老人保健施設小谷苑の項の次に次のように加える。

医療法人社団キマチ外科・整形外科  
医院老人保健施設サンライズ名和

西伯郡名和町大字富長七五〇―三

公安委員会告示

鳥取県公安委員会告示第二十四号

次の遊技機の型式については、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和二十三年法律第二百二十二号)第二十条第三項の技術上の規格に適合していると認められたので、遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則(昭和六十年国家公安委員会規則第四号)第九条第一項の規定によ

り告示する。

平成六年三月二十九日

鳥取県公安委員会委員長 原 田 一 雄

遊技機の種類	型	式	製 造 業 者 名
ぱちんこ遊技機	あんたはエライEX		株式会社ソフイア
〃	CR球界王EX		〃
〃	フューバービュータイ フルII		株式会社三共
〃	ボールボジションI		〃
〃	CRパイルーツ		京楽産業株式会社
〃	天國KISS		〃
〃	弾丸物語SP		株式会社平和
〃	ダブルスター2		株式会社ニューギン
〃	バンガード		株式会社藤商事
回胴式遊技機	ザンガンII		大東音響株式会社